

「一般競争入札 ファイブリース(病院防災設備 一式)」に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	<p>賃貸借契約書 第4条（動産保険等）について                      「乙は、賃貸借期間において、設備機器に故障が生じたときは、付帯の動産保険に基づき、直ちにその修理を行わなければならない」と記載されていますが、リース会社が対応する範囲は、入札時に提出する「動産保険内容」に基づくものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>賃貸借契約書 第9条（公租公課）について                      「設備機器に係る公租公課その他いっさいの賦課金は、乙の負担とする」と記載されていますが、本契約は満了後無償譲渡のため、公租公課に含まれる固定資産税について、リース会社は負担しないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。                      ※当院は固定資産税非課税のため。</p>
3	<p>入札額について                      入札額は「総額 税抜」でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>入札方法について                      「開札結果、落札者がいないときは3回を限度として再度の入札を行う」と記載されていますが、入札書を回数分ご用意するとの認識でよろしいでしょうか。                      その際、入札書を入れた封筒の表面に「1回目」「2回目」「3回目」と記載し、お送りすればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。                      ただし、入札当日に委任状（様式4）をお持ちになられた方が2回目以降その場で入札される場合は1回目の入札書のみ郵送にてご提出いただければ問題ありません。</p>
5	<p>満了後、譲渡時にメーカーから点検等の指示があった場合、点検費用は貴院にてご負担いただけますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

6	動産総合保険は、一般的なものに加入する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	工事費が含まれる場合、契約書に工事委託先をご記載頂くことは可能でしょうか。 (製造元として記載の部分に追記いただく等)	病院防災設備の購入に伴う設置・調整であり、工事委託と考えてはおりません。 従って、記載はできません。